

広島県告示第四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にした。

平成二十一年二月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

尾道市瀬戸田町宮原字楠谷二二の一、二三の一、二五の一、二六の一、二七、二八の一、二九の一、三〇の一、三一の一、三四の一、三五の一、三七の一、三九、四〇、四二から四九まで、五二、五三、五五から六〇まで、六二、六四、六六から六八まで、七〇、七一、七六、七九、八一の一、八六の一、八七の二、八八の二、字寺迫九九、一〇〇、一〇二から一一一まで、一一四、一一五、一二〇、一二一、一二三、一二四、一二七、一二八、一三一から一四一まで、一四三から一五〇まで、一五六から一六一まで、一六三から一七一まで、一七三、一七四、一七六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び尾道市役所に備え置いて縦覧に供する。)